

ZENCOLO

ゼンコロ

2013.8 No.154



- 新役員体制の紹介
- 羅針盤
- 被災地の今、陸前高田では…。
- ゼンコロ初代事務局長、児島美都子さんにインタビュー!
- 北から南から
- 就労移行支援事業従事者研修会報告
- 印刷事業営業担当者研修会報告
- 第1回ゼンコロセミナー開催
- 2012 年度事業報告書・決算書、2013 年度事業計画書・予算書
- 数字で見るゼンコロの現状
- 障害者施設の運営で、今、悩ましいこと
- 利用者の声
- 私の旅行記
- お薦めの本
- 耳よりネット情報
- 編集後記

社団法人 ゼンコロ
〒165-0023 東京都
中野区江原町 2-6-7
電話 03-3952-6166
発行 中村敏彦



【毛利氏庭園】 旧防長藩主毛利氏により、大正5年(1916)に建てられたもので、邸宅は総ヒノキ造りの壮大な建築。庭園はひょうたん池を巡る廻遊式で、四季折々の景観が楽しめる。邸宅の一部は毛利博物館として、毛利元就ゆかりの品をはじめ、国宝を含む約2万点の宝物を所蔵、展示している。

撮影：新山王靖行(山口県コロニー協会)

いぬいちゃん

会長 中村 敏彦



社会福祉法人東京コロニーに籍を置き、在職中の多くを印刷事業の現場で務め、昨年の6月より理事長職に、ゼンコロでは本年4月より会長職に就かせていただいております。ゼンコロの歴史を振り返り、また、多くの諸先輩方がいらっしやる中、私に務まるのかという不安をもって、お引き受けさせていただきました。大変な重責であることを口を追うごとに感じています。至らない点など数多くあると思いますが、皆様のご期待に沿えますように鋭意努力してまいりますので、引き続きご支援、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

ゼンコロは創立以来、開拓者の心を基本姿勢に、障害者の完全参加と平等の実現のために活動を続けており、リハビリテーションの理念を基に、障害がある人の権利と働く場を守り、生活環境を支える事業にも展開してききました。私たちを取り巻く環境も日々変化し多様化していますので、働く場を創造するだけではなく、グループホーム、福祉ホームなど生活の場の提供、介護

や移動など地域生活に必要なサービス事業、企業への就職を支援する事業やセンターの運営、自治体からの受託事業など、時代のニーズに幅広く対応してきた結果であります。

現在では、全国10法人の社会福祉法人で構成され、50を超える施設に3,400余人の仲間たちが共に働いており、それぞれの地域においては、一人ひとりが個性を活かしながら、独立した個人として社会参加していけるように努力しています。

一方、近年の国際基準、特にEU諸国では、英国のレンプロイ公社の工場閉鎖を例にとっても解るように、一部の場所(施設等)でその環境を作ることは、効果的な財政活用にはならないとし、また、真のノーマライゼーションの理念に反するとして、いわゆる一般労働市場や地域社会に形成されるべきとの流れが主流になってきています。

わが国では、障害者差別解消推進法の制定により障害者権利条約の批准は時間の問題といわれています。障害者の労働問題は、改正障害者雇用促進法に委ねられることになりました。ゼンコロは、労働と人権は密接な関係があることをずっと主張しており、この歴史的な課題である全人権回復が確立されるまでは役割をもつことになります。改めてよろしくお願い申し上げます。

いぬいちゃん

山形県コロニー協会
常務理事 須貝 寿一

今年の4月から社団法人ゼンコロの常務理事に就任しました。歴代の錚々たる常務理事に比べ力不足の感はあるかもしれませんが、私は、昭和55年に山形コロニーに入り、福祉工場一筋でここまで働いてまいりました。障害を持つ人の就労

に関して常々問題意識は持つように努力はしてきたつもりですが、障害者施策全般への関わりは非常に薄いものです。今まで、勝又前会長より様々な活躍の機会を与えられながら、充分に伝えられない自分を感じています。また、ゼンコロ綱領にある当事者主体の考え方に合致できない自分も意識しています。

私が最初にゼンコロに関わりを持ったのは、25前になります。当時は、ゼンコロの創設に関わった、いわゆる第一世代の方が第一線で活躍していた頃で、その自信に満ちた言動に圧倒された記憶があります。その後、ゼンコロを担った勝又さん、金城さんにも似たような印象を持っています。

私は、ゼンコロを振り返る時に、先達の障害者施策にかける情熱とその行

動に畏怖の念を抱かざるを負えませ

ん。
ゼンコロは結成時から緩やかな共同体として、コロニー建設運動時から、地域性にあった活動を展開してきました。そして、障害当事者が自ら働き施設運営を担うことが、コロニー運動の一面であったと言えます。このことは、ゼンコロを運動体として考える場合に非常に重要なことです。

ゼンコロは、全国社会就労センター協議会(旧全国授産施設協議会)の設立、日本障害者協議会(旧国際障害者年日本推進協議会)の設立に参画して以降、自らその存在を薄めてきたと思っています。そして、ゼンコロ加盟法人の運営主体がこの20年間で、障害当事者から一般健常者に替わったことも、ゼンコロの立ち位置に大きな変化をもたらしてきたことも事実であります。

昨年にゼンコロ綱領の見直しを行いました。大きな変更は行いませんでした。このことは、ゼンコロの底流に流れる障害のある人の当事者主体の考え方、障害者施策への積極的なアプローチを今後とも保持することの意志表明のなにもでもありません。

常務理事の就任にあたりこのことは肝に銘じて行こうと考えています。

羅針盤

会長 中村 敏彦

1. はじめに

今回から、巻頭言を「羅針盤」とリニューアルすることになりました。与えられたテーマは、障害福祉にかかわる最新の動向に触れ、それをどうみていくか?であります。

ゼンコロは、結核回復者や結核療養所の医師たちによって1961(昭和36)年に発足して以来、国内の障害者福祉施策、とりわけ労働問題においては様々な課題に取り組んでまいりました。歴史とともにゼンコロも世代交代が繰り返され、最近では発足当時を知る人も数えるほどになっています。私は当時を知らないひとりになりますが、障害福祉やゼンコロの変遷を振り返りながら、これからの役割について探っていききたいと思います。

2. 国際的な動きと国内の動き

1975(昭和50)年に「障害者の権利宣言」を採択した国連で、1981(昭和56)年を「国際障害者年」と定め、その基本理念である「完全参加と平

等」を実現するために、1983年(1992年までを各国では「国連・障害者の十年」として、積極的な障害者対策を提唱してきました。そしてそれに続く取組みとして、アジア太平洋地域における障害者への認識を高め、域内障害者施策の質の向上を目指すために、国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)において、1993年(2002年を「アジア太平洋障害者の十年」とすることが採択されました。その後も、2002年のESCAP総会で、我が国の主唱により、さらに10年が延長され、2003年(2012年を地域行動計画「びわこミレニアム・フレームワーク」として採択され、2012年には、延長された「十年」の最終年を迎え、同年5月のESCAP総会でさらに10年延長され、11月に韓国の仁川(インチョン)で開催された最終レビュー・ハイレベル政府間会合において、「国連障害者の十年」から4期目となる次の「十年」2013年(2022年の行動計画として「仁川戦略」が採択されました。

このように国際的取組みが継続されている中、国内でも「国連・障害者の十年」を機に、障害種別を超えて大同団結した運動や活動につながり、そのことによって、障害者に対する国民の目は間違いなく変化してきています。

一方で、2006(平成18)年に施行された障害者自立支援法によって、障害者を取り巻く環境は一変しました。障害は自己責任として位置づけられ、必要な支援はサービスとしてとらえられたのです。本年4月からは、障害者総合支援法として通称は変わりましたが、利用料の原則一割負担がなくなっただけではなく、基本的な考え方は変わっていません。

皮肉なことに障害者自立支援法が施行された2006年の同年、第61回国連総会において、21世紀では初の国際人権法として「障害者権利条約」が採択されました。2013年6月現在の批准国は132か国で、わが国でも2007年9月の署名以降、批准をめざしており、障害者基本法改正、障害者虐待防止法、障害者雇用促進法改正、精神保健福祉法改正、障害者差別解消推進法の制定と大きな変動期に入っています。

3. 重要なこと

ゼンコロの原点は、英国で1915(大正4)年、傷痍軍人の結核患者が医師・看護婦とともに建設したパップワース移住村にあります。そこは、サナトリウムや工場、また、患者とその家族の住居や商店など生活環境や設備が

整備された集団居住地区で、患者は入院治療の後、働ける可能性が出てくれば療養所へ移り、医師の下で体調にあわせて労働に就くことになりました。最終的には一般労働者と同じ労働力をもつことをめざしますが、希望者はそこに継続して居住し、働き、正当な賃金を得て生活することができず。我が国には、1943(昭和18)年に医師によって紹介されていますが、この活動は、結核回復者も条件が整えば労働し、自立できることを社会に示し、リハビリテーション、すなわち全人権回復を宣言したものでありました。

そのような原点を改めて振り返って見た時、今、重要かつ注目すべきは、なんといつても障害者差別解消推進法、障害者雇用促進法改正、精神保健福祉法改正であります。

まず、障害者差別解消推進法ですが、国際障害者権利条約の観点からも、この法が成立する意義は大きいと思います。国は障害者基本法において差別的な扱いを禁止しているため、新たな差別禁止の定義の必要性を否定していません。しかし、差別や偏見は現実には存在し続けています。人権法においては、そもそも論で解決できないことが多くあるのです。この法律で評価できること3点を挙げてみます。一つ目は、法の目的に尊厳ある生活をおくる権利を

明確にしたこと。二つ目は、合理的配慮の対象として、教育現場を含んだこと。三つ目は、政府の基本方針をもとに、各省庁ではガイドラインを策定することであり、ガイドラインには注視していく必要がありますが、一定の基準を示す必要が求められたこととなります。課題については、差別の具体的な定義がないこと、合理的配慮の提供は、国や地方自治体に法的義務を求め、民間事業者には、努力義務にとどめたこと、紛争解決のための組織や仕組みを設けていないことなどが残ります。

次に改正精神保健福祉法であります。これも3点に触れておきたいと思っています。一つ目は入院医療について、早期退院に向けた取組として、長期入院患者を前提とした体制から患者の状態に応じて、急性期に手厚い医療を提供するため、医師、看護師等の配置を見直すなど精神病床機能分化推進を軸にしたものです。二つ目がこれまで本人や家族にとって大きな重荷になっていた保護者に関する規定の削除、三つ目が医療保護入院の見直しを図ることですが、この二点には大きな問題があります。精神障害者の強制入院には二種類ありますが、一つは行政による「措置入院」で、警察が保護するなど、自傷行為や他者を傷つける恐れがある場合で、専門医二人が診断した上で都道

府県知事が決定すること。もう一つが、今回の改正の対象になる「医療保護入院の見直し」です。保護者に関する規定が削除されたにもかかわらず、本人に病気の自覚がなく入院に同意しない場合でも、専門医の診断、配偶者、親権者、扶養同意者、後見人などおおむね三等親の同意で、入院させられることとなります。本人の意思に反して、容易に入院させられる可能性を含むこととなります。

最後に障害者雇用促進法改正です。障害者雇用率は、本年4月から1.8%から2.0%に見直されていますが、さらに改正に至った背景には、差別解消推進法に伴い、障害者に対する差別禁止及び職場で働くにあたっての支障を改善するための措置に踏み込んだことにあります。障害者の定義に従来の心身障害者に精神障害者を加えること、障害者差別の禁止に向けて事業者側に合理的配慮を求めたこと(努力義務を含む)、紛争処理制度を設けることが盛り込まれました。法の施行は5年後の2018年度からで、法定雇用率の算定に精神障害者を加えるのは、さらに5年後と大幅な経過措置が取られています。精神障害者の雇用義務化については、企業にとっては新たな負担になるなどの議論もあり、定着するには課題も多いと思われる。

4. 現在とこれから

障害者の労働の場を客観的にみてみると、当事者の意思に関わらず働ける者と働けない者の線引きがあり、労働市場の中では、重度障害者の就労能力を引き出す環境が不足しており、結果的に不適切な能力評価になってしまい、企業等にとって障害者の雇用は、法で縛られたリスクになっていることも少なくありません。

法制度により一般労働市場をつうじて自立支援していくことは、それはそれで重要ですが、それが叶わず、長い間福祉施策の中で働き続けている障害者たちのことを忘れてもっては困ります。人権尊重の理念においても、この労働問題を避けてとおることはできません。働くために料金を支払うことなど誰も望んではいません。まして、訓練というのならその期間が終了したのちは、労働の場が保障されていなくてはなりません。社会の受け入れが整えられないのなら、その場に労働法を適用させ、その上で所得保障を合わせた福祉的支援を検討する必要があると思います。教育問題や生活環境などを含めて真のリハビリテーションの実現こそ重要です。

ゼンコロが制度化を目指した保護雇

用という制度があります。労働法の適用を受けることで、旧福祉工場が日本の保護雇用に近い存在といわれていますが、現在は、その福祉工場ですら、福祉サービスの利用契約が求められています。さらに、第二種社会福祉事業に位置付けられたために、NPO法人や民間企業も実施できる事業となり、一部では、短時間労働や期限付き雇用契約、最低賃金適用除外などが社会問題にもなりつつあります。これは、日本政府が、ILO第159号障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約を1992年に批准し、第99号障害者のリハビリテーションに関する勧告・第168号障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する勧告を受けているにも関わらず遵守していないことを意味しています。

障害者基本法第一条(目的)では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を(後略)」とありますが、障害者の労働問題や所得保障は、いまだに極めて低い水準と言わざるを得ません。このことは間違いない、ゼンコロのひとつの課題です。

被災地の今、陸前高田では・・・

JDFいわて支援センター 事務局長 小山 貴

この震災において、発災直後からの皆様の継続的なご支援に感謝いたします。

JDFいわて支援センターでは、平成24年4月17日に陸前高田市にセンターを開所してから、地域の方々の生活支援と、全国2例目となった障がいのある方の手帳情報を行政に開示して頂いての調査活動を2本軸として活動をしてまいりました。

特に、生活支援に関しては昨年度からゼンコロの加盟法人から派遣して頂いた皆様に支えて頂きながら活動を行い、今年度もその派遣に支えられながら継続しております。その中でも「現地スタッフの負担を少しでも軽減する形をとる」という配慮のもとで、自己完結型の派遣を頂戴しておりますことにスタッフ一同、感謝しております。

さて、当センターですが、障害当事者団体の集まりであるにもかかわらず「障がい者」という名前を看板に掲げておりません。これは、加齢による身体機能の衰え：たとえば耳が遠くなってきた方や足腰が弱くなった方の必要とするところは障害のある方と変わりありませんし、怪我をされた方も同じ状況です。そのため、当センターでは「障害分野から逆差別をすることはない」

ということで、支援対象者を障がいのある方はもちろん、ご高齢の方、児童、妊婦さん、けがをされた方等、少しのお手伝いで生活が楽になる方を幅広く対象としています。

ただし、経済的に自立をされている方やご家族がいらっしゃる方、公的サービスを使っている方々などは、その方の状況を見ながらの対応にしています。「なぜ、そのような対応を取るのか?」「障がい者のみにしたら、もっと多くの支援が出来るのではないのか?」というお話を頂きますが、この部分に関しては私達が「陸前高田市」で活動しているということが大きな理由の一つとなっています。

震災後、陸前高田市の戸羽太市長は「ノーマライゼーションという言葉は必要としないまちをつくる」とお話され、市職員もこの理念を胸に「壊滅と言われた街を立て直す：このゼロからのスタートを最大のチャンスと考え、誰もが暮らしやすい街・共生社会を作りたい」と前に進んでいます。この「共生社会の実現」は障害福祉に関わる私達の大きな目標です。障害福祉分野だけではなく、今、震災から立ち上がりようとする町がそのように動き始めようとしている中で、私達もそう動くべきだ



小山貴事務局長

と考えたのです。

この考えはあたり前の考えではあるのですが、なかなか難しい問題を含んでいます。その中では陸前高田市がこのように取り組むのか、震災でどのような被害があったのかおさらいをします。

陸前高田市は岩手県沿岸の最南端に位置する人口2万人程の小さな地方都市です。寒さ厳しい岩手でも気候温暖なこの地は「岩手の湘南」と呼ばれ、7万本の松林が続く高田松原という砂浜や、リアス海岸などに囲まれた美しい町でした。この町も、2011年3月11日の震災の津波により市街地が壊滅してしまいました。市庁舎も津波により全壊流出し、その他、公共施設や学校、病院等、生活に必要なものが壊滅しました。

この様に「全てのモノを失い、マイナスからのスタート」での街づくりをしなければならぬ状況にあるために、せっかくだからすべての人にやさしい

街づくりを考えるとという方向性を定め復興をして行こうというのが陸前高田市になります。

2011年の9月に「障がいのある方の震災による犠牲者の割合は、そうでない方の2倍以上に」というショックな調査結果が出ました。しかし、その調査結果には陸前高田市の数は入っておりませんでした。陸前高田市は「マンパワー不足により、実態が分からないので報告できない」といった理由により数字が上がって来ませんでした。この行政の「マンパワー不足」については前述の被害状況もそうでしたが、保健師さん8名のうち6名の方が犠牲になった事も大きい理由です。

「いつ、どこでまたこのような災害が起きるか解らない：その時に同じような犠牲を出さないために、この震災で障がいのある方々がどの様な状況におかれたのか発災時からの状況を検証し、先につなげることが必要である。」という事は私達に課せられた問題でした。そのため、センター設置に際しての協議の中で、「個人情報を開示するので、今後の障害福祉計画策定と防災計画の基礎となる調査を行ってほしい」との依頼があり、全国2例目となる障害手帳をお持ちの方の調査が行われることとなりました。また、調査中に上がった緊急ニーズに対しては、センターの生活支援で対応をするようにしました。

調査では、最終的に1016名の方



高台移転の山の切り出し

から直接お話を聞く事ができ、その調査票と速報値は今年の1月に陸前高田市へお渡しし、現在、調査結果の最終分析をしています。また、この調査結果を基に、市の障害福祉計画内に位置づけられるワーキンググループへの参加や、障がい者のための防災対策会議への報告等を行い、今後の陸前高田市の福祉行政や防災対策へ生かして頂くように働きかけています。

もう一つの活動の柱である生活支援ですが、冒頭にお話をした障害のある方のみならず、一時的に支援の必要な方等を対象に行っています。2012年度の活動実績ですが、対象者の内訳は、障がいのある方1270件(65%)、ご高齢の方620件(31%)、児童が88件(4%)となっています。また、

支援内容の内訳は、通院1075件(54%)、買い物94件(5%)、その他809件(41%)となりました。この買い物に関してはかなりニーズが大きいものの、その方の健康的な地域生活を重く考え、通院を重視した結果、少ない対応になりました。

震災から2年4カ月が経ちましたが、陸前高田市にはスーパーが2件しかありません。衣料品店に関しては、昨年の10月によくオープンしたような状況です。その他、眼鏡屋さんや靴屋さんといったっては、まだ店が無い状況が続いているのです。そのため、25キロ離れた隣の大船渡市や県を超え気仙沼市まで出なければ十分な買い物は出来ない状況があり、自家用車を運転できる方や家族のいらっしゃる方、バス停まで移動可能な方しか買い物には行けないのです。隣町の総合病院までのタクシー代は往復1万円、安全を確保した仮設住宅は高台にあり、車いすや杖を使う方は、離れたバス停まで移動することは困難な状況です。

また、その他の対応の内容ですが、主に通学・通園支援と公的機関への用足し、また現地当事者団体の会合などへの対応となっています。今年度に入ってから、1日平均15件、障害のある方3割、ご高齢の方3割、児童の支援が4割という内訳になっています。

このような中、緊急対応が必要な方(特に若い世代の心身の不調による)の割合も増えています。

市内の被災建物もようやくこの春に解体が終わり、災害復興公営住宅の建設も始まることになりました。復旧から復興期へ入ろうとしているこの町ですが、あの時のまま前に進めない人がまだいらっしゃるのも事実で、周りが動き始めたのを目の当たりにした不調を抱えた方の焦燥感はかなり大きなものです。

震災以降、外部から入る支援者の方々が耳にしたのが、「大丈夫」という現地の方々から多く発せられる言葉でした。これを我慢強いと取られたのですが、まわりへの気遣いから10のうち1つ2つ大丈夫なことがあれば「自分は大丈夫だから、あちらの人を助けてあげて」とお話される方が多くいました。震災から2年以上が経ち、その「大丈夫」が「大丈夫だけど本当は大丈夫ではない」と感じ取るアンテナは、より一層寄りそった支援の中で張るしかないと感じます。

この「移動弱者」と言われる方々への支援もただ、要請があった者に対してすべてを受ける訳にはいきません。私達は「過性の支援でしかなく、私達がいなくなった後にその方達のニーズをどのように地域で受け止めるのか」といったことを考えながらの支援を行わなければなりません。

幸い、一番の要である行政は共生社会を全力で目指しています。現行法で対応できないものに関して市としてどのように考えて行けばよいのか、独自の



陸前高田市中心部を望む

の助成の方策を検討し、それを支える人材育成をどのように考えたらいのか真剣に取り組んでいます。その課題を今年度内に一定の形にするために当事者6名、支援者6名でのワーキンググループが組織され、次年度事業にするため「地域生活を豊かにするための形」を現在模索しています。もちろん、これには調査結果や昨年から続く生活支援のデータを生かしています。

繰り返しになりますが「誰もが安心して暮らせる共生社会」の実現へ向け、この小さな地方都市は当事者、支援者、行政が一丸となって取り組んでいます。応援して下さる全国の皆さんの思いとともに、私たちは希望へ向かい歩んでいます。これからも「細く長く」お付き合いして頂けたら幸いです。

ゼンコロ初代事務局長、 児島美都子さんに インタビュー！



ゼンコロの第一世代が活躍した時代は少しずつ遠い世界になりつつあり、残念ながらその時代に活躍した先人たちは、鬼籍に入る方々が増えてきました。しかし、今でも元気にされている方も少なくなく、そうした諸先輩に当時の苦難の道を直接生の声でお聞きすることは、今を生きる私たちにとって、これからの道を示す貴重な話をお聞きできるに違いありません。そこで、ゼンコロの初代事務局長だった児島美都子さん(名古屋市在住 89歳)にお会いして、直接お話を伺いました。

児島さんの話によると、82歳で「社会福祉博士」を取得し、85歳まで名古屋にある東京福祉大学名古屋校社会福祉学科の教授を務められたとのこと。記憶力のすごさも驚くことながら、その学究の姿は歳を重ねても衰えることなく、目を見張る思いをさせられました。お話は、質問を整理して時系列に掲載しています。

——ゼンコロとの最初の接点をお聞かせください。

「(児島さんが医療ケースワーカーとして働き、調一興が入院していた)清瀬の織本病院は、元々は中野の新井町にあった、昭和29年に清瀬に引っ越しました。当初は26床だったものが50床になって清瀬に引っ越して、200床になったのです。織本病院は代がわりして結核の外科病院として再スタートしていました。当時は結核病床が不足し、外科手術ができる病床は本当に少なかったのです。当時としては珍しく短期入院制度をとっていました。」

1958年(昭和33年)の第4回九州コロニー会議へ出かけたのは、朝日訴訟(注1)で知り合った、佐賀療養所の患者さんだった弁護士平野さんが手紙で「九州でこういう会議がありますよ」と知らせてくれたのがきっかけでした。」

注1: 結核患者の朝日茂さんは生活保護法による医

療扶助と生活扶助を受けていたが、その水準は月6百円で、肌着2年に1着、パンツ1年に1枚、ちり紙1月に1束というものであった。さらに、担当の福祉事務所は、長期に通信不通だった朝日さんの実兄に仕送りを求め、1,500円の仕送りのうち6百円しか朝日さんに渡さず、残りの9百円を収入とみなして国庫に納入させた。これに対して朝日さんは、厚生大臣を相手に、日用品費が不足であり、患者が生命と健康を守るために必要なバターや卵、果物などの補給費も認めないのは、すべての国民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し」「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進にたいする国の責務をつつた憲法25五条と生活保護法に違反する」として1957年に訴えたもの。

——九州の帰りに、なぜ山口の調さんの家まで寄ろうとしたのですか？

「東京でもコロニーが必要だと思ったからです。その時に調さんを思い出しました。調さんは織本病院で手術を受けた患者さんで、入院していたころ患者自治会の活動をやっていましたが、リーダーシップのある方でした。その頃は、直木賞作家の江崎誠致さん(第37回 昭和32年上半期受賞)なども入院していました。調さんは手術後の経過が良くなって背中(注2)に豊孔(注2)を抱えたまま奥さんと一緒に実家のある山口県宇部市に帰り療養していました。佐賀から東京に帰る途中、私は宇部で途中下車し、調さんにコロニー建設の話をもちかけました。当時私は33歳、調さんは31歳でした。調さんの奥様のヨシエさんも回復者で、結婚して宇部に二人で帰っていました。調さんに着

目したのは正解でした。」
注2: ろうこう 膿の出口

——調さんに声がけして、上京したのは間もなくだったのですか？

「そう、まもなくでした。織本病院の退院患者の矢部喜美代さん、多田勝さんと調夫婦の4人で、中野のアパートの間で謄写版刷りの印刷業を始めたのです。調ヨシエさんを除いては重度の低肺機能者でした。」

——織本病院の時代について、もう少し詳しくお聞かせください。

「私が織本病院のMSW(メディカルソーシャルワーカー)になったのは、患者会のボランティアをやっていたのがきっかけでした。その頃は失業保険の受給中でした。結核の療法は大気安静療法(注3)が主流で、結核の療養所では長期入院の患者さんたちが多かった。織本病院は、病床は少なかったが外科手術を専門にしている、外科手術後ひと月ほどで退院させる短期入院システムを取り入れていましたから、患者さんはすぐに在宅に切り替わっていました。ところが異型輸血事件が起きました。そのとき、患者団体の指導で家族が東京都庁に陳情して病院が再開されることになりました。病院側はそれとお礼として、ボランティアであ

る私をMSWにしてくれたのです。当時は病院がMSWとして雇えばMSWになれる時代でした。また中野保健所のMSWが地域活動に非常に熱心だったことも影響がありました。病院のソーシャルワーカーの業務は主に入院退院の相談でしたが、食事の改善や退院先の病院開拓などをやりました。当時の病院食は魚屋さんに請負で出しており、非常にお粗末だったのです。私は専門が家政学だったので、食事の改善に組みました。加配米(注4)を獲得したり、メニューに工夫するなど。患者さんは、術後5日後ぐらいから食べられるようになります。それまでは食べられない。食べられるようになったときにちょっとご馳走を出す。お刺身出すとか工夫しました。これがとても好評でした。

短期入院だから、術後、患者さんは家に帰ります。しかし、地方の人などに帰れない人もいました。そういう人たちのために、東京中の病院を探して、退院後の患者さんを引き受けてくれる病院を探しました。当時東京には空ベッドがいっぱいありました。跡継ぎの息子が戦死して医業が継続できず、空きベッド抱えている病院もありました。そこへ患者さんをごんごん送っていきました。そこで東京近辺にとどまらず、北海道、岩手、岡山などからも患者さんが来て手術を受け、そうした

病院に転院していく。患者さんたちは行く先々の病院で自治会を作って給食改善などに取組んでいきました。患者会は増え、患者運動は拡大しました。

織本病院は非常に自由で、レッドパージになった看護婦さんたちも採用されていきました。MSWの業務も自由にやらせてくれました。退院した患者さんたちが在宅患者の患者会を作り、「親和会」という組織を立ち上げました。親和会の会員700人、東京最大の在宅患者会になりました。リハビリも何もない時代です。患者さんは退院すると行くところがないのですから何かというところと病院に集まり、仲間同士で助け合い活動などをしていました。いまだいうピアカウンセリングのような活動でした。病院内に売店を作り、そこを場としてリハビリをしました。

清瀬に移転した後、取り入れたのが転換療法です。ベッドの上でのリハビリ、転換療法が始まりました。ベッドに寝たきりでも仰向いてビニール系のわらじを作るとか、編み物をするとかいうもので、医者が時間を処方して、5分とか10分とか決めて、医者の管理のもとでする作業療法、これを転換療法と言いました。アフリカのシユヴァイツァー博士の指導のもとで労働を通じてのリハビリテーションを学んだ野村実先生が、それを結核患者に応用したものです。野村先生に患者会に来て

いただいて話を聞く機会があり、野村先生のお人柄にふれた患者さんたちはみな先生のファンになりました。これが患者会と野村先生とのつながりの始まりです。

結核の外科手術は経過のいい人は早く治りますが、経過のよくない人は入院が長引く。そういう人たちがだんだん溜まっていきます。中には自暴自棄になる人もいます。療養規律が乱れてくる。何とかならないかと思っていると、二二会議に参加したわけです。このとき初めて熊本の上村さん、福岡の余目さん、山口の星さん、長崎の牟田さんなどにお目にかかりました。佐賀県三養基郡中原村の国立佐賀療養所で開催された会議でした。」

注3…結核の治療は抗結核薬が発見される前は大気安静療法といって安静にし、栄養を取る方法しかなかった。

注4…配給制で、規定の配給量に加えて配給するお米

——保護雇用研究会(1978年)が立ち上がった経過を教えてください。

「わたしがゼンコロを退職して名古屋の日本福祉大学に転職したのは1966年。その後もゼンコロの海外研修に同行させていただいていました。1980年イギリスにいた私のところに連絡がありアメリカの海外研修の団長になってほしいとの依頼があり、ワ

シントンで大統領委員会の障害者雇用の講義を受けました。この研修の後、東京でゼンコロを中心とする保護雇用研究会と、名古屋で私たちがはじめた障害者雇用研究会が発足したのです。

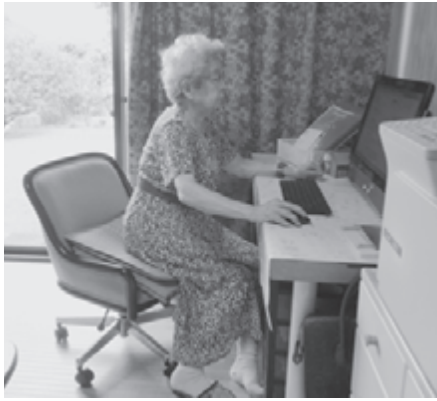
名古屋の研究会は鈴木清寛さん、鈴木勉さん(現在、仏教大学の教授)などで、私の自宅が会場でした。保護雇用研究会から刺激を受けながら熱心に研究を進めました。ゼンコロの研究会から資料を提供していただきました。交通がそんなに便利ではなかった時代のことです。私はゼンコロに関係していましたが、いろいろな情報をいただきました。その研究を皆でまとめて、法律文化社から『障害者の雇用制度実現を求めて』という本を1982年に出したのです。」



名古屋の障害者雇用研究会出版
(1982年発行)



保護雇用研究会の出版
(1980年ゼンコロ発行)



最新のパソコンに向かう児島さん

——事業を始めたころのご苦労はどうでしたか。

「詳しいことは知りませんが、調さんは上手に借金をしていました。事業を始める最初のお金は「親和会」が当時のお金で42万円の寄付金を集めたものです。同じ中野区内にあった「汽車の家」は中野療養所の患者さんたちが始めたもの(中井医師を中心とした中親会です。調さんたちは、アパートを借りて仕事を始めていました。中井先生は親分肌で、日本船舶振興会などの助成の橋渡しをよくしてくださったようです。野村先生はそういう面の力はなかった。でも、調さんがよく言っていたのは銀行でお金を借りるときに野村先生は自宅を抵当にしてくださいとさつです。ふつうは怖くてそんなことできないですね(笑い)。いくら「コロ」のためといっても。」

調さんたちは民間のアパートで事業を開始して、しばらくたったころ家具屋(マルト家具屋)のご主人が織本病院に入院された関係で、家具屋さんの倉庫を借りて仕事するようになっていました。そのうちに「汽車の家」との合同の話が出て、私と野村先生が中井先生のところへ、一緒にしようという話をしに行ったのですが、二人とも言えませんでした。後で中井先生が「本当はその話をしに来たんだろ」と、暗黙のうちに承知してくださいました。中井先生は義理と人情に篤い方でした。」

——今後の障害者制度に向けてゼンコロが取り組むべき点をお聞かせください。

「難しい質問ですね。差し迫った問題としては憲法改定の問題があると思います。この国の形が大きく変えられようとしている。私は戦後の福祉は基本的に平和、生存権、個人の思想、信条、自由を保障する憲法によって発展してきたと思っています。その憲法がいま危ない。立憲主義を否定し、自衛隊を国防軍に変え、戦争ができる国にしようというたり、国の都合によって人権や表現の自由を制約し、公共の福祉を公益および公の秩序として国の公的責任をあいまいにするなど。障害者福祉制度の未来も憲法の動きに左右されると思います。人権、平和という原点に戻って、みんなが考えてみる必要があると

思いますね。」

——今後のゼンコロに期待することはありますか？

「やはりゼンコロの歴史は素晴らしいと思う。なによりも当事者が主体となって築き運営してきた。これは揺るがせない事実です。今後当事者主体の運営を期待したい。もう一つ評価したいのはゼンコロがハンセン病や精神の障害者を先進的に受け入れてきたことです。」

——障害当事者が経営責任を持つ会員法人はなくなりました。

「障害者じゃないからといって、排除する必要はないと思います。一緒にやっていけばいいじゃないですか。障害当事者を尊重するという考え方がきちんとしていれば。」

——どうしたら障害当事者が組織のトップにたてるでしょうか。

「わかりませんね(笑い)。私も今、名古屋のAJUの「わだちコンピューターハウス」に関係していますけれど、その責任者は障害者ではありません。でも当事者の声をよく聞く人です。AJUの常務理事、専務理事は今のところ車いすの障害者ですが、各事業所のトップは必ずしも障害者ではありません。難しいところですね。実態を知ら

ない私がものを言える立場にはありません。悩み続ける中で答えを見つけていくしかないのではないですか。」

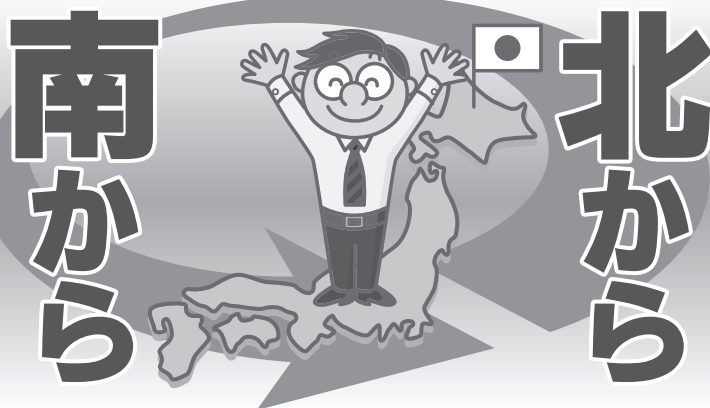
——世代交代したゼンコロの、それぞれのトップに期待する点は何ですか。

「「コロ」運動の原点である当事者主体の精神を忘れないこと。運動を大切にする。地域の拠点になること。」



児島先生の最初の著書(1967年発行)

驚いたのは、東京の保護雇用研究会が『保護雇用研究』をゼンコロで発行(1980年)した2年後、1982年に『障害者雇用制度の確立をめざして』(法律文化社)と題して、同様の研究内容を掲載した本を名古屋の障害者雇用研究会が出版していたことでした。そのメンバーは石原由里子、児島美都子、鈴木清寛、鈴木勉、鈴木峯保、日比野京子、森和子、渡辺保志の各氏。研究会発足にあたって、保護雇用研究会が刺激を与えてくれたとのことでした。児島さんの最初の著作『身体障害者福祉』(1967年 ミネルヴァ書房)もいただき、重ねてお礼を申し上げます。(ゼンコロ事務局)



青 森

訪問介護サテライト事業所の開設

サポートプラザなでしこ
事業部長 和田 修一

青森コロニーの訪問介護事業は今年4月で7年目を迎えます。

介護分野へは、介護保険制度が平成12年にスタートして7年目と後発の参入でしたが、多くの皆様の支援と設立スタッフやヘルパーさんの努力と根性でもって、利用者数もスタッフも増え、青森コロニーリハビリ宿舍一角の事務所もさすがに手狭な状況となりました。また、利用者さんも事業所のある幸畑地区を中心に青森市内全域に広がり、ヘルパーさんの移動も長距離になるなど改善が必要な状況も多くなりました。

そこで、より効率的にサービスを提供していくため西部地区の事業拠点として、今年1月青森コロニーセンターのクリーニング事業取次店「白くまクリーニング」の店舗を半分使わせてもらい、サテライト事業所(出張所)を開設しました。

とは言え、介護事業を取り巻く経営環境は厳しく、昨年度全面施行された介護保険改正法では高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービ

スが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進するため、これまで以上に介護と医療の連携を強化する施策や新たなサービスが示され、介護ビジネス大手各社では訪問看護事業所の開設や地域医療機関との連携など医療サービスを強化している等の情報を目にします。また訪問介護事業所は青森市内に100か所と数も多く、従来型の訪問介護主体の事業所はより厳しい経営環境に置かれていくと思われます。

法人傘下事業所の利用者さんの高齢化、介護施策や地域の動向などを見極めつつ対応していくことが必要です。人員の変動、処遇改善や人材育成等々当面の課題も多い状況ですが、「なでしこ」を待ってくれている利用者さんの地域での生活を支えていくために、みんなで協力しながら一つ一つ取り組んでいきたいと思います。



山 形

オフィスアシスタント

山形コロニー
就労サポートセンター
生活支援員 須藤 ゆかり

全国障害者技能競技大会(アビリンピック)の競技のひとつに「オフィスアシスタント」という競技があります。「文書の三つ折り作業」「宛名シール貼り作業」「封入作業」「封筒の仕分け作業」の4課題からなり、制限時間内にいかに早く正確に作業するかを競う競技です。アビリンピックの山形県大会では、昨年まではオフィスアシスタント競技は実施されておりましたが、今年度から試行的実施することになり、このたび山形高齢・障害者雇用支援センターから委嘱を受けて、山形コロニー就労サポートセンターから私を含めて2名の職員が競技委員を務めさせていただくことになりました。参加者の方々が自身の力を十二分に発揮できるように、競技課題の策定や採点基準の整備など今まさに進めている状況です。

オフィスアシスタントは、アビリンピックの競技種目であることもさることながら、オフィスアシスタント作業が行われている職場は、障害をもった方々の活躍される場として



今後大いに期待できる就業場所でもあります。それも踏まえまして山形コロニー就労サポートセンターでは、7月より職業訓練メニューの一環として「オフィスアシスタント」を実施しています。まだ試行段階でワークシミュレーション化には至っていませんが、「文書の三つ折り作業」「封入作業」などひとつひとつの作業を正確に行えるように訓練しています。訓練開始直後は、例えば文書の三つ折り作業では、最初の折りが広すぎて内側がWに折れてしまったり、標準の三つ折り幅で三つ折りができなかったりとうまくできない方もいらっしゃいましたが、訓練を重ねる

につれて、工夫すべきポイントを考えながら作業を行うことにより、正確・丁寧に作業ができるようになって

きました。利用者の方の中には、アブリンピック山形県大会で活躍したいと意欲的に訓練に取り組んでいる方もいらっしゃいます。

今後は、より実践に近い作業を職業訓練メニューとして提供できるように、作業の分業化や作業要求のレベル化などを進め、利用者の皆さんの可能性や視野を広げられるよう支援していけたらと考えています。

ながの

グループ行楽

ワークサポート篠ノ井

堀越 眞代

当事業所では今年度のグループ行楽の実施について利用者さんにアンケートを行い、その結果から行き先を四コースに決め、春から秋にかけて行きたい場所に分かれて皆さんに



楽しんでいただくこととなりました。

まず、その第一弾として、6月28日に、あづみ野池田町ラベンダーパークと松本散策コースに、利用者さん13名、職員4名の計17名で行ってきました。当日は天気に恵まれラベンダーパークは花が満開でとても綺麗でした。ラベンダーソフトクリームや普段では食べられないラベンダーを使用した珍しいお菓子など食べて、皆さんは「美味しい」と大変喜んでおられました。

昼食は松本市内のホテルでバイキング料理。皆さん好きなものを選んでお皿にのせて…「これ美味しいよ」と会話も弾み、デザートもしっかり



食べて、ゆっくりすることができました。普段とは違った昼食に満足された様子でした。

その後は、バスで移動し映画『神様の

カルテ』のロケ地にもなった『なわて通り』を散策しました。武家屋敷風の商店が軒を連ね、城下の町並みを再現した通りで買い物を楽しみました。「テレビでなわて通りの中継があったよ」「このたい焼きが美味しいらしいよ」と利用者さんから話があり、おみやげに買われる方もおられました。

みなさんからは、「楽しかった」「もっとゆっくりしたかった」など感想が寄せられ、けがもなく楽しい一日が過ごせて良かったと感じています。

今後、第二弾「巨人対ヤクルト戦 ナイター観戦」、第三弾「黒部ダム」、第四弾「ぶどう狩りと温泉」のコースが予定されており、利用者さんは「早く行きたいね」と自分の選んだコースを楽しみにしておられます。



東京

大田福祉工場の優先調達法のとりくみと地域でのつながりについて

東京都大田福祉工場

所長付専任課長 鶴田 雅英

昨年4月、大田福祉工場は自立支援法体系に移行し、東京都から民間委譲され、法人(東京コロニー)立の事業所になりました。東京都立が外れた影響は予想外に大きく、従来、随意契約でいただいていた仕事が入札に回され、その入札にも参加させてもらえないという事態がいくつも重なり、昨年度の売り上げは一昨年度との比較で約一割、7000万円減少しました。印刷業界そのものが縮小していく中で、障害のある人となない人がともに働き、事業収入で従業員の処遇を守るという当工場の事業方針から考えると、これは死活問題です。そのような状況下での障害者優先調達推進法の成立・施行でした。私たちはこの法律をしっかりと活用し生き残りを図ろうと考えました。

昨年、法律が成立した段階でリーフレットを作成し、関係団体宛に約2000部のDMを送りました。また、大田区で生産活動を行う障害者施設のネットワークで共同受注を行うことを提案、大田福祉工場が受注

窓口になりました。4月の法律の施行にあわせて、私が大田福祉工場における優先調達法推進担当となり、共同受注や、優先調達法に関する調査・プロモーションなどを行っています。区立を含めた大田区内の施設での共同受注も開始し、大田区との協働も始まっています。都政新報という東京都庁などに向けた業界紙への広告の掲載、大田福祉工場ホームページでの優先調達法に関するページの作成・東京都大田福祉工場としてのフェイスブックやツイッターでの宣伝などを行っています。この間の取り組みは大田福祉工場のホームページ上の優先調達法特設ページに掲載しています。

そのような中で、7月3日、東京都の調達方針が発表されました。少しずつですが、従来以上の仕事の引き合いが来ています。

法律が施行され、今後私たちにとって大切なことは、この3年間で目に見える確実な実績を出していくことです。地域でネットワークを形成し、役所などの人と話し合い、自分たちの施設にできることは何か、どのような受注であれば受けられるのかを説明に行くような取り組みが求められています。今年の調達方針には間

に合わなくても、来年の調達には採用されるよう取組みましょう。それぞれの対象機関が必要としていることを従来と同じコストで、私たちにできることは何かを探したいと思います。役所等と「障害者施設等」と呼ばれる私たちが「Win・Win」の関係になれるような提案が求められており、そのため、私たち自身の発想を柔らかくしていくトレーニングも必要かもしれません。大田福祉工場ではプロボネットというボランティアの専門家グループの協力を得て、若手の経営コンサルの人たちの力を借りながら、営業戦略の見直し作業を行っています。それぞれの地域で「町おこし」にかかわるNPOなどとの連携でブレインストーミングを行うことも可能かもしれません。ぜひ新しい動きを作っていきたいと思います。何かが変わるはずですよ。

あかつき 春のレクリエーションとふれあい運動会

瑞穂町福祉作業所さくら 施設長 五十嵐 崇

2013年4月で、瑞穂町福祉作業所さくらは、就労継続支援B型として4年目がスタートしました。現在、定員30名のところ28名の方が通



所されています。

今回は、5月、6月におこなわれた行事についてご紹介をさせていただきます。

1つ目は、昨年からのこの5月の時期に春のレクリエーションをやっていることと計画を立て、今年で2回目。利用者皆さんの意見をつかがい、5月21日(火)隣街の武蔵村山市にある「イオンモール」に行ってきました。ここには、食事、買い物が出るお店がたくさん集まっています。ただでも楽しめる場所です。今回はそれぞれ班ごとに分かれ、決められた時間内で見たい映画をみた

り、買い物をしたり、食べたい物を食べたりと自由な時間を楽しみました。映画の時間帯によっては、慌しくしている班もありましたが、自分たちで決めたことなので、それもいい思い出になるのではないかと思います。

2つ目は、今年で33回目をむかえました瑞穂町ふれあい運動会です。6月16日(日) 町内体育館でおこなわれました。

それぞれの競技は、皆さんが参加出来るものに工夫されており(借り物競争、パン食い競争、つなひき、パラバルーン、O×クイズ、玉入れ、瑞穂音頭、リレー等、ゆっくり出来るのは昼食時ぐらいですが、皆さん一生懸命に競技に参加していました。

普段、行動がゆっくりの人が多いのですが、この運動会の際は、リレーで大活躍されるのです!リレーの時、一生懸命に走るのです!リレーが最後の競技なのですが、毎年、最後には感動をいただいています。

行事では、利用者の皆さんが喜んでいただくことが一番大事なことです。これからも利用者の皆さんが主体的におこない、楽しんでいけるものを目指し、職員一同、がんばっていきます!

山口

重要な消防訓練

山口県コロニー協会
総務課 佐々木 久美

山口コロニーでは、総務課長が中心となり、常に施設内の安全に目を配らせ、建物や設備の保守点検を行っており、特に力を入れているのが防火管理です。利用者サービスや、就労支援事業を懸命に行うためには、安心して取り組める職場環境が第一だと考えます。火災等が発生した場合、利用者や職員の身に危険が生じますと、これまで築きあげてきてきた事が無と帰します。

そのような事態を防ぐためには、



日頃からの防火管理と、万が一発生した場合に、その被害を最小限に留めるための消火作業が必要となりますので、消防訓練は総務課の最も重要な仕事の一つであるといえます。

今年度第一回目の消防訓練が7月2日に行われました。火災発生を想定し、現場確認・初期消火・消防署への通報・放送による誘導・支援員による利用者の方の誘導・避難場所での点呼・責任者への報告、すべて迅速丁寧に行う事ができました。

さらに設備業者の指導のもと、消火器での初期消火のデモも行いました。回を重ねる度にスムーズに行う事ができているのではないかと思います。

先立っての2月には、市の消防本部指導のもと、防火管理の研修会を開催しました。他の施設で起こった実例にて解説を受けたり、煙発生装置を用いて、火災発生時に煙によってどの様に視界が遮られるか等を体験し、火災の恐ろしさを改めて知る事ができました。そして建物各棟の避難経路等の指導は、専門的で参考になるものばかりでした。

しかし実際に火災が起こったら皆慌ててしまいます。パニックに陥らず冷静に行動ができるよう、これか

らも訓練を積み重ねていきたいと思っています。

福岡

名称変更とともに、より地域に根ざして

福岡コロニー 福祉事業部あけぼの園
課長 田中 達也

平成25年4月1日付で、「障害者支援施設 福岡県身体障害者授産指導所」が、「障害者支援施設 福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園」と名称が変わりました。平成21年4月より福岡県から指定管理を3年契約で受託し、平成22年の4月には障害者支援施設 福岡県身体障害者授産



指導所として新体系へと移行しました。施設入所支援定員40名、就労継続支援B型事業定員30名、就労移行支援事業定員20名、生活介護事業10名の4つの事業となり、身体障害の方を中心とした利用から、知的障害の方、精神障害の方の利用も可能となりました。平成24年4月には、新たに5年の指定管理を受託し、平成21年の4月から数えますと5年目を迎えようとしています。指定管理を受託してから、蓄積した法人のノウハウを活かし、一般就労と工賃の向上に取り組んでいます。作業開拓では、地域の方、近隣の施設、地元業者の方との繋がりを大切にすることを重点目標とし、その成果が見られています。特に請負作業については、顔の見える関係ということで、できるだけ地元の企業から受注ができるように心がけています。また、新たなニーズに応える形で、外出行事や個別のリハビリプログラムにも力を入れています。新たな施設の名称には、「あけぼの」という所在地の地名も盛り込まれています。今後とも地域に根ざした施設を目指し、利用者の自己選択を尊重しながらしっかりと歩んでいきたいと思えます。みなさま宜しくお願い致します。

佐賀

野球観戦

利用者 佐賀春光園
立山 雄一

7月6日土曜日にソフトバンクホークス対東北楽天ゴールデンイーグルス戦を福岡ヤフオクドームに行きました。

天気は、あいにくの雨で滝のように降りました。

球場に着いた瞬間ソフトバンクのファンは多いな、さすがリーグ優勝4回、日本一2回の人気球団だなと思いました。

試合前に買い物をするということになり僕は、今年の鷹の祭典用紫のユニホームとメガホンを買いました。



た。

一塁側と三塁側に分かれて総勢18名で観戦しました。僕は、一塁側で見ました。日頃ほとんどテレビで見ることがなかったので、生でプロ野球選手のプレーする姿が見られて新鮮でした。感動しました。

熊本

当協会2ヶ所目の
グループホームが開所
熊本県コローニ協会の
新規事業開発主任 坂本 浩一

平成25年7月1日、当協会で2ヶ所目となるグループホーム「コローニホームきずな野中」を熊本市西区野



中3丁目に開所しました。当協会として初めて開所したグループホーム「コローニホームきずな蓮台寺」(平成24年4月1日開所、同西区蓮台寺1丁目)に続くものです。

当協会では従来より障がい者の就労支援事業を中心に運営をしてきました。障がい者の地域移行を促進する社会の流れの中で、当協会においてもより広範に障がい者のニーズに応え、住まいの場を充実させるために、昨年度より共同生活援助事業を開始しました。

「コローニホームきずな野中」は、「コローニホームきずな蓮台寺」同様、賃貸契約でのグループホームで、

面2名の利用者でのスタートとなりました。7月2日にはホーム内にて、利用者、世話人スタッフ(2名)と理事長はじめ8名の職員(合計12名)でささやかな開所式を開催しました。

グループホームが所在する野中3丁目は熊本市西部の郊外にあって、ショッピングセンターなどが次々と建設されている新興住宅街で、生活するのに便利なところです。利用者のみなさんはここで新しい生活がスタートし、日中は当協会外の障害福祉サービスを利用されます。

当協会において障がいがある方の住まいの場はこれでグループホーム定員8名、福祉ホーム定員20名となりました。今後はグループホーム・ケアホーム二元化をふまえ、福祉ホー



定員は4名(男性)です。今年2月より本格的な開設準備を開始し、建物の改修や利用者募集、世話人スタッフの確保等を経て、当



7月5日、社会福祉施設看護師連絡会が開催され、法人の管理栄養士2名(平川優子・上間鈴美)が「栄養ケアマネジメントの取り組み」「経口摂取をもらうための工夫」と題して事例発表を行いました。

沖縄

食べる意欲は生きる意欲

コロニーワークショップ沖縄
厚生課 城間 枝都子

ムの事業体変更も検討し、更に支援内容の充実を図っていきたいと考えています。

ワークショップ沖縄の平川栄養士は、「終末医療」から奇跡的に回復した利用者を「元氣」にするために、栄養士・看護師・介護士・支援員からなるチームを立ち上げ、栄養ケアマネジメントに全力で取り組み、急激な体重減少等の問題点をみごとに改善した事例を発表。「チームケア」によって、偏食ぎみだった利用者が「食べることの楽しさ」を実感し、「食べる意欲」が「生きる意欲」につながりました。

特に、今回注目されたのは、生きる気力を失った利用者の笑顔を取り戻すために、職員間の連携を密にし、よりよい「チームケア」が出来たことです。

特別養護老人ホームありあけの里の上間栄養士は、現在取り組んでいる一日でも長く「経口摂取をもらうための工夫」についての事例を発表。

工夫するきっかけは、沖縄そばが大好きで嚥下困難なお年寄りの一言「そばの白なの(そば(麵)が入っていない)」から始まりました。

沖縄そばを、見た目(形)、味を実物に近づけるために、栄養士の創意工夫の日々が続く、やがてお年寄りが満足するおそばが誕生しました。



ありあけの里では、お年寄りに毎食、経口摂取してもらうために、主食を17種類準備し、選択してもらっているとのこと。

会場に、普通食・嚥下食・介護食のサンプルとご飯を使ったくず餅ふうのデザートを持ち込み、試食も行われ、参加者は、食の大切さをあらためて気づかされました。

就労移行支援事業従事者 研修会の報告

ゼンコロ運営委員会
教育研修部会長 高橋 毅



1月30日・31日の二日間、戸山サンライズにおいて就労移行支援事業従事者研修会を実施しました。障害者の就職支援は障害者自立支援法(現障害者総合福祉法)により強化されている制度で、年々就職者数も伸び続けており、障害者の就労支援を担う私たち施設事業者としては更に取り組んでいく必要がある支援であると思います。今年4月には法定雇用率も2%に引き上げ



られ、益々真価が問われていくでしょう。当日の参加者は講師2名を含む25名で、各施設の取り組み状況の報告や意見交換、講師による講演等、有意義な研修会になったと思います。研修に先立ち各施設からアンケートをとり、共通の課題として支援プログラムの内容、定員割れの問題、企業へのアプローチ、支援機関との連携等があげられ、それらについて十分とは言えませんが、各々持ち帰ることができる成果もあったのではと感じています。

各法人の報告ではやはり地域差を感じました。実際就職の斡旋を行うハローワークの取り組み姿勢も様々であり、企業の数が少ない地域では雇用そのものの枠も限られてきますし、障害者就業・生活支援センターもまだまだ数が不足しており、連携面において厳しい状況下にあるといえます。

一方施設側の姿勢も積極的な展開を図っている施設もあれば、必ずしもそうでない施設もあり今後の課題といえます。また支援プログラムも作業中心



堀江美里さん

の施設もあれば訓練中心で工賃がない支援プログラムを実施している施設、その中間型等いろ

いろあり、それぞれ長所・短所あるでしょうが、意見交流で他の施設の話を知ることが新しい発見もあり大切なことだと思います。そういう意味では今回の研修会は終了後のアンケートでも述べられていましたが、もっと意見交流の時間を設けてもよかったという反省点があげられます。

今回の研修会には町田市障がい者就労・生活センターLet'sの矢野直子氏と、障害者就業・生活支援センターWELL's新木場の堀江美里氏の両名に講師として参加していただきました。講演では矢野氏からは精神障害者を中心に就職支援や定着支援、生活支援等実例を交えながら具体的な話を伺い、堀江氏からは企業サポートを中心に、普段なかなか聞かない対企業との関係性の持ち方等、貴重な話を聞けま



矢野直子さん



した。両講師の講演からいかに就労支援機関との連携が障害者の就職支援に必要な改めて考えさせられました。

最後に今回の研修を振り返り、私たち就労支援者がいかに障害を理解し支援プログラムを考え、また企業の実情を理解し信頼関係を築き、そして多岐に渡る制度を勉強し障害者の就職支援に生かせるか、非常にハードルが高いかもしれません。やはり社会福祉法人の職員としてプロフェSSIONナルを目指していく、そういう意識の高さを求めていく必要性を感じました。

来年1月にも就労移行支援事業従事者研修会を計画していますので、また一緒に勉強をしていきたいと思います。



印刷事業営業担当者研修会 を終えて

ゼンコロ運営委員会

事業部会長 田山 弘之



6月13日午後から14日の15時までの日程で、東京 永田町の星陵会館において、A型事業の印刷営業担当者を対象として研修会を開催しました。この研修は昨今の印刷事業の低迷を受け、各法人が抱えている問題点や悩みを共有し、仕事の確保に関する意見交換を通じて、自法人での方針や活動を検証・検討す

ることを目的として行なわれました。研修会は8法人15名の営業担当のほか、会長、事業部会長、事務局2名が出席しました。

冒頭、中村会長から「IT化によるメディアの変化に伴い、市場環境は激変し、受注規模や受注金額等厳しい状況が続いている。そういう状況においてもA型事業所として障害者の雇用の維持・発展は必須であり、事業回復の目的を立てることは極めて重要です。この研修をとおして、デジタル社会における自法人のやり方を見つめなおし、他法人の良いところは取り入れ、今後の営業活動の強化につなげて欲しい。」旨のお話がありました。

研修初日の前半は事前資料に基づき、自法人の現状や課題の発表があり、営業方針や営業活動の実際、工程管理や事務処理について、原価意識、Web対応など様々な点が発表されました。後半は「タイポロジ」代表の竹原悟氏より『デジタル社会における印刷事業の生き残り術』と題して講義をしていた

できました。ゼンコロとは長い付き合いを頂戴している竹原氏からは、詳細なデータに基づいた資料から印刷事業の今後の予測、ゼンコロへの期待、そして竹原氏自身の印刷ビジネスの再定義まで教示いただき、参加者からは高い評価と同時に時間が短かったとの指摘をいただくなど、大いに勉強になった様子でした。

2日目は前日前半の発表に基づいての意見交換が行われ、伝票の電子化やオンデマンド機の活用、ロジスティックを含めた受注活動、アートビリティー(常時公募して

いる障害者の登録絵画等)の活用、優先調達推進法へのアプローチ、売上維持ができていない法人の営業方法など、多岐に亘り活発な情報交換が行われました。

2日目の午後の発表やアンケートの回答などから、「自法人に持ち帰り、検討・実行していくことを得られた」というご意見や、「今後も研修を継続して欲



竹原悟氏の講演

しい」といって希望もいただくなど、一定の刺激や情報提供に効果があり、研修の目的は概ね達成されたと思います。しかし、アンケートの回答にもありましたとおり、今後活用できての研修成果かとも思いますので、皆さんも是非、今回の参加者の今後の活躍を見守っていただきたいと思います。

第一回ゼンコロセミナー報告

常務理事 須貝 寿一



本年6月6日に第一回ゼンコロセミナーを福岡「コロ」において開催しました。「人間回復の砦のこれから」をテーマに中村敏彦会長の講師で3時間のセミナーとなりました。福岡「コロ」から平日にも関わらず30名近い参加者を得て盛況裡にセミナーを終えることができました。

今回のセミナーは昨年からゼンコロ運営委員会で、障害を持つ人の就労問題に関するフォーラムの地方開催の可能性を探っておりましたが、現状ではフォーラムの参加者像のイメージが浮かばず具体的な計画立案までは至りませんでした。そこで、4月よりゼンコロが中村会長体制になったことを受けて、各法人に会長及び運営委員が出向き、出前講座を開催することになり、今回の福岡でのセミナー開催となりました。

かで、結核回復者を中心とした当事者運動の成果として設立された現在のゼンコロ加盟法人の今後の有り様について勉強会を実施し、ゼンコロの設立意義を改めて問い直すことにありました。つまり、国連での障害者権利条約の採択までの障害を持つ人の人権に関わる歴史の経緯と、ゼンコロの結成以前のコロ二一建設運動と、その後の制度政策の関わりとその時代の意義を時系列的に紹介し、昭和42年の身体障害者福祉法の改正で呼吸器機能障害者が法の対象になったことで、現在の加盟法人の施設体系がほぼ固まり、今後どのように現在の障害者施策の潮流にゼンコロの有り様を合致させて行くか問題を喚起することが今回のセミナーの目的でありました。

セミナーの柱は、

- ①「人間回復の砦」の意味
- ②障害者の人権(世界の動き)
- ③障害者の人権とゼンコロ
- ④障害者の働く国際基準とゼンコロ
- ⑤コロ二一建設運動の帰結

⑥障害者の就労

⑦ゼンコロの果たすべきこと

⑧ゼンコロのこれから

以上の内容で90分の講義を行い、その後意見交換会を実施しました。

セミナーの中では、かつてゼンコロが理想郷とした「パップワース移住村」

の時代から、入所授産施設の建設に至るコロ二一運動の一連の活動が、現代の国連障害者権利条約までの国際的基準の流れに照らし合わせた場合の適合性の問題、かつてゼンコロが障害者の就労の在り方の規範としてきた「LO九十九号勧告の保護雇用(保護工場)」の、障害者のメINSTROOM化が潮流となりつつある現在とのすり合わせ問題、依然として労働者性が担保されない福祉的就労問題等を明らかにすることにありました。

しかしながら、ゼンコロが結成されて久しく、法人の運営の主体も障害当事者から健常者に変わり、また、各法人も地域の社会福祉法人として独自性を発揮している現状では、半日だけのセミナーでは時間的に厳しかったかもしれません。その点を配慮して、福岡「コロ二一」では小峠理事長に事前研修を自主的

に実施していただき、今回の研修に臨んでいただきました。そのため、第一回目のゼンコロセミナーとしては充実したものとなったと思っています。第一回目は本年9月17日に青森県コロ二一協会で予定しております。多くの参加者が集まることを期待します。



2012(平成24)年度 決算書

社団法人 ゼンコロ

(単位:円)

科 目	①当初予算	②補正予算	③決算	④=③-②対補正予算増減
《事業活動収支の部》				
〈事業活動収入〉				
会費収入	10,010,400	9,752,400	9,752,400	0
正会員会費収入	10,010,400	9,752,400	9,752,400	0
事業収入	25,740,000	21,879,570	21,818,292	▲ 61,278
売上収入	25,500,000	21,612,244	21,550,170	▲ 62,074
おむつ事業手数料収入	240,000	267,326	268,122	796
受取寄付金	0	500,000	500,000	0
受取寄付金	0	500,000	500,000	0
事業外収入	2,400	2,811	2,816	5
受取利息収入	2,400	2,811	2,816	5
雑収入	2,200,000	537,265	538,255	990
雑収入	2,100,000	506,865	506,865	0
書籍販売収入	100,000	30,400	31,390	990
事業活動収入計	37,952,800	32,672,046	32,611,763	▲ 60,283
〈事業活動支出〉				
事業費支出	27,725,932	22,565,765	22,480,183	▲ 85,582
会議費支出	140,000	264,525	264,525	0
人件費支出	4,019,760	2,545,138	2,545,138	0
給与手当支出	3,839,760	2,545,138	2,545,138	0
賞与手当支出	180,000	0	0	0
消耗品費支出	111,100	165,274	159,789	▲ 5,485
通信運搬費支出	225,000	210,652	221,809	11,157
旅費交通費支出	2,890,000	2,284,258	2,309,188	24,930
印刷費支出	1,900,000	261,765	261,765	0
交際費支出	122,000	87,009	87,009	0
事務局使用料支出	600,000	600,000	600,000	0
保険料支出	0	14,460	14,460	0
研修費支出	0	241,459	241,459	0
関係団体費支出	530,000	525,421	525,421	0
研究資料費支出	366,750	379,521	368,521	▲ 11,000
会報印刷費支出	800,000	608,439	608,439	0
支払手数料支出	106,000	96,172	93,969	▲ 2,203
租税公課支出	0	200,700	240,400	39,700
仕入支出	13,515,000	11,016,695	10,874,014	▲ 142,681
業務委託費支出	428,412	554,412	554,412	0
雑支出	71,910	34,310	34,310	0
諸謝金支出	0	55,555	55,555	0
寄付金支出	1,900,000	2,420,000	2,420,000	0
管理費支出	6,085,128	4,894,172	4,850,577	▲ 43,595
総会費支出	90,000	112,520	142,320	29,800
会議費支出	135,000	162,234	147,944	▲ 14,290
役員報酬支出	116,444	100,444	100,444	0
人件費支出	2,679,840	1,696,752	1,696,752	0
給与手当支出	2,559,840	1,696,752	1,696,752	0
賞与手当支出	120,000	0	0	0
消耗品費支出	66,000	153,908	147,802	▲ 6,106
通信運搬費支出	65,000	57,466	59,592	2,126
旅費交通費支出	1,200,000	1,112,890	1,029,660	▲ 83,230
交際費支出	0	54,000	51,900	▲ 2,100
事務局使用料支出	600,000	600,000	600,000	0
減価償却費	8,052	8,052	8,052	0
支払手数料支出	41,200	40,345	39,050	▲ 1,295
租税公課支出	700	0	0	0
雑支出	0	5,209	5,209	0
業務委託費支出	1,082,892	790,352	821,852	31,500
事業活動支出計	33,811,060	27,459,937	27,330,760	▲ 129,177
事業活動収支差額	4,141,740	5,212,109	5,281,003	68,894
< 他会計からの繰入・繰出差額 >				
繰入金収入	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0
繰出金支出	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0
収支差額	4,141,740	5,212,109	5,281,003	68,894
《経常外増減の部》				
〈経常外支出〉				
特別損失	0	124,800	124,800	0
前期損益修正損	0	124,800	124,800	0
	0	0	0	0
経常外収支差額	0	▲ 124,800	▲ 124,800	0
《財務活動収支の部》				
〈財務活動支出〉				
法人税等	1,500,000	1,500,000	1,358,300	▲ 141,700
法人税等	1,500,000	1,500,000	1,358,300	▲ 141,700
財務活動支出計	1,500,000	1,500,000	1,358,300	▲ 141,700
財務活動収支差額	▲ 1,500,000	▲ 1,500,000	▲ 1,358,300	141,700
当期収支差額①	2,641,740	3,587,309	3,797,903	210,594

社団法人ゼンコロ

2012年度 事業報告書 決 算 書

2013年度 事業計画書 予 算 書

1. はじめに

2008年12月1日に施行された新公益法人制度を受け、ゼンコロは一般社団法人へ2013年4月1日から移行することと申請準備に入ると、2012年3月30日開催の第59回総会で確定させたが、その後、定款の変更その他の準備の都合で、2012年10月26日の第61回総会で

2012年度 事業報告書

2014年4月1日に認可・移行をめざすことで決議し直した。2011年度の課題となった「ゼンコロの今後の運営方針」は、ゼンコロの粘着性、求心性を高めることが重要として、ゼンコロに関する認識の共有化をはかるため運営委員会の体制を刷新することを、2012年5月31日の第56回理事会、第60回総会へ提案された。事務局体制は専任1名でスリム化を図った。

2. 具体的な事業内容

(1) 特定非営利法人日本障害者協議会(JD)へ協議員3名を選出し、9月4日開催の「障害者の就労支援について考えるフォーラムIVーLLO」などの国際潮流と日本に問われるもの」など、JDが主催する研修・セミナーに積極的に参加して、障害者福祉に関する課題の共有化を図った。また、JDの社会支援雇用研究会へ引き続き参加し、研究会が9月25日

貸借対照表			
(平成25年03月31日 現在)			
社団法人ゼンコロ			
全合計	2013年5月14日		
	(単位:円)		
科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	20,786,728	17,080,504	3,706,224
未収金	48,996	73,545	▲ 24,549
売掛金	1,407,555	2,058,581	▲ 651,026
立替金		19,000	▲ 19,000
収益事業勘定(資産)	290,233	293,212	▲ 2,979
流動資産合計	22,533,512	19,524,842	3,008,670
2. 固定資産			
(1) その他固定資産			
什器備品	4,932	12,984	▲ 8,052
その他固定資産合計	4,932	12,984	
固定資産合計	4,932	12,984	
資産合計	22,538,444	19,537,826	3,008,670
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	1,152,209	1,789,609	▲ 637,400
未払金	520,660	572,640	▲ 51,980
預り金	6,419	480	5,939
公益事業勘定(負債)	290,233	293,212	▲ 2,979
未払消費税等	239,000	172,500	66,500
未払法人税等	1,358,300	1,273,900	84,400
流動負債合計	3,566,821	4,102,341	▲ 535,520
2. 固定負債			
長期預り金	1,741,342	2,003,107	▲ 261,765
固定負債合計	1,741,342	2,003,107	▲ 261,765
負債合計	5,308,163	6,105,448	▲ 797,285
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	17,230,281	13,432,378	3,797,903
正味財産合計	17,230,281	13,432,378	3,797,903
負債及び正味財産合計	22,538,444	19,537,826	3,008,670

に開催した「障害者労働・雇用国際フォーラム」に協賛金を出し、必要な支援を行った。

(2) 「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会」による活動に引き続き関わり、「めざす会ニュース」を会員法人へ流して課題の共有化を図った。

(3) 「社会福祉法人会計基準の制定」が2012年4月1日から施行し、2015(平成27)年度にはすべての社会福祉法人が実施しなければならないことから、情報の共有化を図るため研修会

を7月18日に実施した。

(4) 故丸山一郎氏に関する本は、約30人の関係者への取材とテープ起こしを完了し、12月末から原稿作成に着手して3月に初稿が出たが、出版までに至らなかった。2013年度の6月を目途に出版することとしている。

(5) 2011年3月11日の東日本大震災を受けて、2年目の被災障害者支援として岩手県陸前高田市にあるJDFいわて支援センターへ7月14日から11月25日まで、会員法人から24名を派遣し、

財産目録		
(平成25年03月31日 現在)		
社団法人ゼンコロ		
全合計	2013年5月14日	
	(単位:円)	
科 目	金	額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	20,786,728	
未収入金	48,996	
売掛金	1,407,555	
収益事業勘定(資産)	290,233	
流動資産合計	22,533,512	
2. 固定資産		
(1) その他固定資産		
什器備品	4,932	
その他固定資産合計	4,932	
固定資産合計	4,932	
資産合計	22,538,444	
II 負債の部		
1. 流動負債		
買掛金	1,152,209	
未払金	520,660	
預り金	6,419	
公益事業勘定(負債)	290,233	
未払消費税等	239,000	
未払法人税等	1,358,300	
流動負債合計	3,566,821	
2. 固定負債		
長期預り金	1,741,342	
固定負債合計	1,741,342	
負債合計	5,308,163	
III 正味財産の部		
1. 一般正味財産		
正味財産合計	17,230,281	
負債及び正味財産合計	22,538,444	

延べ168日間、障害者の被災実態調査と生活支援(移動支援、同行支援等)に協力した。また、「ワンコイン募金」を会員法人協力のもと実施して、計94万1468円を日本障害フォーラム(JDF)の「東日本大震災被災障害者総合支援本部」へ、8月30日に寄付をした。

(6) 暮らす場の課題に関する普及活動は、関係団体の会議開催がなかったため先送りしたが、次年度において運営委員会でその課題を継続して検討することとした。

(7) 古紙回収の請負事業を中心とする収益事業を引き続き実施し、収益は公益事業に充当した。

(8) 総会は5月、10月、3月に実施した。理事会は5月、10月と3月に2回の計4回開催した。

(9) 運営委員会は4月、6月、8月、1月に開催して、一般社団法人移行にかかわることや2013年度事業計画・予算などゼンコロの運営課題に関する提案をまとめ、理事会へ提出した。さらに運営委員会は、ゼンコロの歴史や障害者の今日的課題を中心とした勉強会を、運営委員長を講師として継続して実施した。また、1月は就労移行支援に関する研修会を講師を立てて実施した。

(10) 「公益法人平成20年会計基準」の会計ソフトのバージョンアップは、一般社団法人の移行申請を2013年度へ繰り延べしたため、2013年度に延ばすこととした。

(11) 広報誌を8月、1月に発行した。

(12) ホームページの更新を適宜実施した。

(13) ゼンコロ出版の書籍販売は、主にホームページからの注文に対応した。

正味財産増減計算書

(平成25年03月31日 現在)
社団法人ゼンコロ

全合計		2013年5月14日		(単位:円)
科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①受取会費				
正会員受取会費	9,752,400	10,635,600	▲ 883,200	
②事業収益				
売上収益	21,550,170	25,265,476	▲ 3,715,306	
おむつ事業手数料収益	268,122	244,579	23,543	
③受取寄付金				
受取寄付金	500,000		500,000	
④事業外収益				
受取利息	2,816	2,529	287	
⑤雑収益				
雑収益	506,865	281,864	225,001	
書籍販売収益	31,390	1,669,570	▲ 1,638,180	
⑥他会計からの繰入金収入				
他会計からの繰入金収入	3,000,000	3,000,000		
経常収益計	35,611,763	41,099,618	▲ 5,487,855	
(2) 経常費用				
①事業費				
会議費	264,525	155,547	108,978	
人件費	2,545,138	4,619,231	▲ 2,074,093	
消耗品費	159,789	206,641	▲ 46,852	
通信運搬費	221,809	266,974	▲ 45,165	
旅費交通費	2,309,188	2,934,384	▲ 625,196	
印刷費	261,765	1,658,557	▲ 1,396,792	
交際費	87,009	126,925	▲ 39,916	
事務局使用料	600,000	600,000		
保険料	14,460		14,460	
研修費	241,459	654,697	▲ 413,238	
関係団体費	525,421	505,544	19,877	
研究資料費	368,521	602,800	▲ 234,279	
会報印刷費	608,439	830,965	▲ 222,526	
支払手数料	93,969	104,264	▲ 10,295	
租税公課	240,400	172,900	67,500	
仕入費	10,874,014	13,240,015	▲ 2,366,001	
業務委託費	554,412	428,412	126,000	
雑費	34,310	76,934	▲ 42,624	
諸謝金	55,555	133,332	▲ 77,777	
寄付金	2,420,000	1,400,000	1,020,000	
事業費計	22,480,183	28,718,122	▲ 6,237,939	
②管理費				
総会費	142,320	153,020	▲ 10,700	
会議費	147,944	105,900	42,044	
人件費	1,696,752	3,079,492	▲ 1,382,740	
消耗品費	147,802	74,652	73,150	
通信運搬費	59,592	77,759	▲ 18,167	
旅費交通費	1,029,660	1,844,690	▲ 815,030	
交際費	51,900		51,900	
事務局使用料	600,000	600,000	0	
減価償却費	8,052	21,473	▲ 13,421	
支払手数料	39,050	42,725	▲ 3,675	
租税公課		1,400	▲ 1,400	
業務委託費	821,852	681,282	140,570	
雑費	5,209	4,515	694	
役員報酬	100,444	70,222	30,222	
管理費計	4,850,577	6,757,130	▲ 1,906,553	
③他会計への繰出金				
他会計への繰出金	3,000,000	3,000,000		
経常費用計	30,330,760	38,475,252	▲ 8,144,492	
当期経常増減額	5,281,003	2,624,366	2,656,637	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
①特別利益				
前期損益修正損		6,073	▲ 6,073	
前期損益修正損		6,073	▲ 6,073	
公益事業基金取崩額		8,110,899	▲ 8,110,899	
経常外収益		8,116,972	▲ 8,116,972	
(2) 経常外費用				
①特別損失				
前期損益修正損	124,800	136,944	▲ 12,144	
前期損益修正損 (資金)	124,800	136,944	▲ 12,144	

2013(平成25)年度 予算書

社団法人 ゼンコロ

(単位:円)

科 目	全 合 計		
	①2012年度補正予算	②2013年度予算	③=②-①対前年度補正予算増減
《事業活動収支の部》			
《事業活動収入》			
会費収入	9,752,400	9,540,000	▲212,400
正会員会費収入	9,752,400	9,540,000	▲212,400
事業収入	21,879,570	18,668,000	▲3,211,570
売上収入	21,612,244	18,400,000	▲3,212,244
おむつ事業手数料収入	267,326	268,000	674
受取寄付金	500,000	0	▲500,000
受取寄付金	500,000	0	▲500,000
事業外収入	2,811	2,800	▲11
受取利息収入	2,811	2,800	▲11
雑収入	537,265	2,004,000	1,466,735
雑収入	506,865	1,944,000	1,437,135
書籍販売収入	30,400	60,000	29,600
事業活動収入計	32,672,046	30,214,800	▲2,457,246
《事業活動支出》			
事業費支出	22,365,765	24,630,435	2,264,670
会議費支出	264,525	320,000	55,475
人件費支出	2,545,138	3,450,000	904,862
給与手当支出	2,545,138	3,450,000	904,862
賞与手当支出	0	0	0
消耗品費支出	165,274	200,000	34,726
通信運搬費支出	210,652	204,000	▲6,652
旅費交通費支出	2,284,258	5,726,000	3,441,742
印刷費支出	261,765	2,041,000	1,779,235
交際費支出	87,009	90,000	2,991
事務局使用料支出	600,000	600,000	0
保険料支出	14,460	15,000	540
研修費支出	241,459	460,000	218,541
関係団体費支出	525,421	526,000	579
研究資料費支出	379,521	366,750	▲12,771
会報印刷費支出	608,439	800,000	191,561
支払手数料支出	96,172	97,000	828
租税公課支出	700	0	▲700
仕入支出	11,016,695	8,400,000	▲2,616,695
業務委託費支出	554,412	985,000	430,588
雑支出	34,310	44,000	9,690
諸謝金支出	55,555	55,685	130
寄付金支出	2,420,000	0	▲2,420,000
調査研究費支出	0	250,000	250,000
管理費支出	5,094,172	6,521,164	1,426,992
総会費支出	112,520	300,000	187,480
会議費支出	162,234	300,000	137,766
役員報酬支出	100,444	116,444	16,000
人件費支出	1,696,752	2,300,000	603,248
給与手当支出	1,696,752	2,300,000	603,248
賞与手当支出	0	0	0
消耗品費支出	153,908	160,000	6,092
通信運搬費支出	57,466	60,000	2,534
旅費交通費支出	1,112,890	1,269,000	156,110
交際費支出	54,000	50,000	▲4,000
事務局使用料支出	600,000	600,000	0
減価償却費	8,052	3,020	▲5,032
支払手数料支出	40,345	40,700	355
租税公課支出	200,000	201,000	1,000
雑支出	5,209	0	▲5,209
業務委託費支出	790,352	1,121,000	330,648
事業活動支出計	27,459,937	31,151,599	3,691,662
事業活動収支差額	5,212,109	▲936,799	▲6,148,908
<他会計からの繰入・繰出差額>			
繰入金収入	3,000,000	3,000,000	0
繰入金支出	3,000,000	3,000,000	0
収支差額	5,212,109	▲936,799	▲6,148,908
《経常外増減の部》			
《経常外支出》			
特別損失	124,800	0	▲124,800
前期損益修正損	124,800	0	▲124,800
	0	0	0
経常外収支差額	▲124,800	0	124,800
《財務活動収支の部》			
《財務活動支出》			
法人税等	1,500,000	1,300,000	▲200,000
法人税等	1,500,000	1,300,000	▲200,000
財務活動支出計	1,500,000	1,300,000	▲200,000
財務活動収支差額	▲1,500,000	▲1,300,000	200,000
準備費支出	0	0	0
当期収支差額①	3,587,309	▲2,236,799	▲5,824,108

1. はじめに

2008年12月から実施された新公益法人改革を受け、特例民法法人となったゼンコロは、いよいよ今年11月末までに一般社団法人移行を目指して移行申請を内閣府へ提出し、移行を完了しなければならぬ年となった。前年に引き続き、その準備のためコンサルタントと相談し

2013年度 事業計画書

ながら一般社団法人への移行を着実に進めていく。また、障害者権利条約のわが国の批准に向けて、関係法規・制度の整備進捗状況に常に関心を持ち、障害者総合支援法の付帯決議の検討動向に着目して、障害者福祉制度のより一層の発展に寄与していく。事務局体制は、専任を二人体制にして事務局業務の拡充と次代の育成を図る。

2. 具体的な事業内容

(1) 特定非営利活動法人日本障害者協議会

(2) 「障害者自立支援法訴訟の基本台意の完全実現をめざす会」による活動に引き続き関わり、完全実現をめざして努力する。

(3) 故丸山一郎氏に関する本をゼンコロから出版する。

(4) 東日本大震災後の復興支援を念頭に、被災障害者支援を引き続き実施する。

(5) 現在のわが国の障害者福祉制度・政策の課題について検証する。

(6) 障害者の雇用・労働問題、障害者権利条約などに関わる研修を、会員法人の要望を受けて実施する。

(7) 印刷事業を押し上げるための研修を実施する。

(8) 就労継続支援A型事業のあり方に関する研修を実施する。

(9) 障害者雇用を前提とした、小規模事業の創出を目的とする調査研究を実施す

数字で見る ゼンコロの現状

ゼンコロ事務局

ゼンコロの人員構成その他の推移

ゼンコロ合計 (事業所数 140ヶ所)	①身体 障害者	②知的 障害者	③精神 障害者	④その他 障害者	⑤合計	⑥その他 介護施設等	⑦非 障害者	⑧⑨⑩⑪ の 総人員	⑫ 在籍実数
2013年 3月31日現在	1,343	537	186	25	2,091	1,482	1,385	4,958	3,476
2012年 3月31日現在	1,168	464	147	10	1,789	1,141	1,238	4,168	3,027
2011年 3月31日現在	1,167	411	133	12	1,723	967	1,193	3,883	2,916
2010年 3月31日現在	1,132	377	116	26	1,651	843	1,221	3,715	2,872
2009年 3月31日現在	1,122	362	111	4	1,599	601	1,144	3,344	2,743
2008年 3月31日現在	1,093	291	45	2	1,431	285	1,164	2,880	2,595

ゼンコロ全体 (平均工賃は全体平均)	定員(人)	平均現員	平均工賃(円) (1ヶ月)	一般企業等への 移行人数
2012年度実績	1,577	1,426	60,399	83
2011年度実績	1,739	1,473	57,214	69
2010年度実績	1,903	1,517	56,273	38
2009年度実績	1,947	1,479	60,441	33
2008年度実績	1,819	1,506	71,730	43
2007年度実績	1,795	1,492	64,229	46

- (10) 社会福祉法人新会計基準の理解と導入への準備を目的に、前年に引き続き経理従事者を対象とした研修会を実施する。
- (11) 就労継続支援B型事業における個別支援計画作成に関する研修会を、従事者を対象に実施する。
- (12) 新人や従業員を対象とした教育のツールとして、ゼンコロの歴史を継承、共有するためのDVDを作成・活用する。
- (13) 海外における障害者施策の動向と現状を把握するため、障害者支援に関わる国際会議に参加する。
- (14) 古紙回収の請負事業を中心とする収益事業を引き続き実施し、その利益は公益事業に当てる。
- (15) 総会は6月と3月に実施する。理事会は6月と11月、3月に開催する。
- (16) 運営委員会を引き続き設置し、主体的に開催してゼンコロの基本的な運営課題を検討して理事会、総会へ提案する。
- (17) 「公益法人平成20年会計基準」を運用するため、会計ソフトをバージョンアップする。
- (18) 広報誌を7月、12月に発行する。
- (19) ホームページの更新を適宜実施する。
- (20) ゼンコロ出版の書籍の販売を促進する。

私は、昨年10月山口県コロニー協会の理事長に就任しました。その前数年間は副理事長の立場で施設運営に携わってきました。

障害者施設の運営及び理事会・評議員会の予算・決算の説明で、いつも遭遇する難解なものの一つに社会福祉法人会計の仕組みにいつも悩まされています。

私の前職は市職員でしたので、地方自治体の一般会計、その後水道局の運営に携わりましたので企業会計、そしてこのたびの社会福祉法人会計と三つの会計を経験しました。

現在、社会福祉法人の各施設では、新会計基準への移行が進められています。この新会計基準に期待していましたが、前よりも増して複雑化したように思われます。

昨今社会福祉法人の各施設の内部留保資金が平均「3億円超」のタイトルで日本経済新聞等から発表され、いかにも内部留保が多額であるような、記事の題字の「一施設3億超」が一人歩きしています。これは「内部留保」とされている「次期繰越活動収支差額」に資金的な裏付けのない「国庫補助金等特別積立金取崩額」が含まれており、



障害者施設の運営で、

今、悩まっています

山口県コロニー協会 理事長 山根 康夫

実態を正しく示しておりません。

社会福祉法人会計基準の目的が施設整備等補助金制度を前提にした財政と事業活動の状況の内容を示すこととなっていることから、「貸借対照表」において大規模な法人ほど資産を蓄積しているように見えるのが現状です。

また、固定資産の減価償却費についても、すでに投下した資金を毎期費用化していくために採用されている会計手続きであります。事業活動収支計算書上では費用となっているが、資金収支計算書では支出となりません。したがって、減価償却費以下設備投資額や借入金返済額であれば、当期活動収支差額の収支がプラスマイナス・ゼロであっても、減価償却費の一部が資金として蓄積されることとなります。さらに、社会福祉法人施設の利用者処遇、職員処遇、及び法人運営に関する法例・通知・通達等は複雑多岐にわたり、このような例は他にはありません。

毎年予算及び決算に関する理事会・評議員会が各法人で開催され、その説明を受けた理事及び評議員の皆さんが内容を理解するのに苦労されている様子は、推し量って余りあるものがあります。

利用者の声**初めての夏祭りの思い出、そしてこれから...**

熊本コロニー
作業所
江島 加奈

私は今から2年前の、平成23年の2月に熊本県コロニー協会の就労継続支援B型に実習に来て、そして6月から入所、支援サービスを受け始めました。

入所して間もなく、熊本コロニーの夏祭りに参加することになりました。夏祭りのバザーに、私が趣味で書いている絵手紙を出してくれないかと頼まれて出すことに。実は、大学生の頃、書道を専攻していた私ですが、平成23年5月に地元新聞社が主催する「熊日新鋭書道展」で特選に入賞することができました。特選に入賞したことがきっかけで、夏祭りのバザーに絵手紙を出すことになったのです。

私が入所して、初めての夏祭りはとても思い出に残っています。はがきの作品や短冊、Tシャツなどをオシャレに書いて売ることができ、他にも編み物を編んだ髪飾りをつくり、アクセサリーとして売ることができました。私一人で何もかも作り上げたのではないのですが、編み物は皆で作ったのを覚えています。私が書いたTシャツは最後に一枚売れ、絵手紙も数枚売れました。皆で作った編み物のアクセサリーも売

れていたようです。自分の作品が売れた時は、とても嬉しかったことを思い出します。

自分が書いた絵手紙の作品や手作りの編み物を初めて買って頂いたこと、自分の作品を売る機会を得られたことなど、これからの自分の作品制作に自信をつけることができ、とても良い経験になりました。

今、私は熊本県コロニー協会の就労移行支援(トライ)に通い支援を受けています。3年目になりますが、2年前の夏祭りの時のような思い出に残るイベントに再び参加できることを楽しみにしています。今年は9月頃に職業体験実習や研修旅行など予定されていますが、これらのイベントに積極的に参加し、経験を豊富にすることで自分の世界を広げ、もっと自分に自信をつけたいと思っています。特に9月の職場実習は始めてで、自分の実力を試せる良い機会になればと思います。

これまでの2年間、ワードとエクセルを学んで自信もつてきました。これから、絵手紙という趣味を特技として生かし、イラストレーターをもっと勉強し、コンピュータのデザイン関係の仕事に就くという目標を持って懸命に努力していきたいと考えています。

何か興味があることや趣味があるなら、それが生かせるコロニーは楽しい職場です。皆さんも身近な各種イベントで自分の技能を披露してみたいかがですか? きっと自信がつき仕事にも繋げていけるとおもいますよ!!(笑)

利用者の声**できないところから始める・挑戦**

沖縄コロニー
センター
徳村 康典

沖縄コロニーに来て15年になりました。コロニーでの生活は、年々慣れてきて今ではみんな家族のように接してくれます。入所した当初はスリープ(アイスクリームのコーンカバー)作りや封筒作りをしていました。

今は漢字の勉強に専念しています。これまでやってきたことを形に残したいと思い漢字検定を受けています。私が漢字の勉強を始めようと思ったきっかけは、「できなかったから(漢字が読めなかった)やろう!」と思ったのがきっかけです。やろう!と思うのは簡単ですが実際に行動に移していくのは容易ではなかったです。私の場合は、厚生課の職員にお願いして過去問や問題集を用意してもらい毎日解く習慣付けをしていました。

私が初めて漢字検定を受けたのが平成21年で、五級に挑戦しましたが、落ちてしまいました。落ちた時はショックでしたが、やめようとは思わなかった。全然できなかった事がやっていくうちに少しだけ読めたり、書けたりしていたので続ければ合格できると思い次の受験日までいつも以上に勉強を頑張りました。そのかいもあり五級は2回目で見事合格。合格と知った瞬間は、良い結果に繋がりがやってきて本当に良かったと思っています。

かったと思っています。

次に私は四級を受ける事にしました。四級になると以前と違い、やはりレベルも上がり苦手な分野が出てきたりして1回目の試験は落ちてしまいました。「ショック」と言うよりも「悔しい」の感情の方が強かったです。毎日やっていて、「なんで...」と思いましたが、この「悔しい」の気持ちを全面に出して勉強法を私なりに考えてみることにしました。

考える中でやはり級が上がった事でレベルも上がり、苦手な分野が増えその問題を中心に勉強していききました。その結果2回目で合格することができました。勉強をがんばって苦手な分野を結果的に克服できて結果もついてきたので良かったです。今は6月20日に受けた三級の合否結果を待っています。前回三級を受けた時は21点足りなく、悔しい思いとやっぱり検定は甘くないなあ〜とあらためて思いました。今は結果が来るのが楽しみ(これまで2回目で全部受かっているジンクスがあるので、受かっていると思っています(笑))です。

今後の目標としては文章力をアップさせたいと思っています。漢字検定の中で短い文章が出てくるので、アップさせるために新聞を読む事と、沖縄コロニーセンター職員の名前を漢字で覚える勉強をしています。やろうと思ったきっかけは、□で名前を呼ぶのは簡単だけど漢字でフルネーム書けるようになりたいと思ったのではじめました。書いていくなかで難しい漢字などもたくさん出てきたりするのでとても勉強になっています。

私のようにできないところから、始めてできるようなことと本当に自信が持てるようになるのでみなさんも漢字検定のように形に残るものに挑戦してみてくださいませんか?

「やるなら今でしょ!」オススメします。

私の旅行記

阿蘇旅行



佐賀春光園 利用者 中島 宗徳

友人と応募した地元のタクシー会社の抽選会で旅行券が当たり、タクシー会社の所長さんに阿蘇に連れて行って頂きました。

障害者同士で行く旅行は、どうしても旅行のプランを立てる時点からバリアフリーの施設が整った都会方面を選びがちです。

私は以前、訪れた事がある草千里にもう一度行きたいと思っていましたが、自分の障害を考えるとそれは無理な事と諦めていました。

旅行券が当たった時に所長さんにその話をしますと、「じゃあ、阿蘇に行きましょうよ!」と言って頂き、私達に合ったプランを立てて頂きました。旅行の前に、所長さんに「噴火口だけは自分の足で噴火口ギリギリまで歩きたい。」と要望を出していましたが、所長さんはちゃんと私の手をひいて噴火口ギリギリまで連れて行って下さりました。所長さんに感謝です。私も体力が弱り、今後、個人で行く旅行が困難になってきています。新幹線や高速バスで行く旅行も楽しいですが、志を共にする仲間と旅費を出し合ってタクシーをチャーターし、今回のようにのんびりで行く旅行も今後の障害者の旅行の一つの方法ではないかと思いました。



ジュリアン・バーンズの四度目のノミネートにして初のブッカー賞受賞作です。話題になった田中慎弥の芥川賞受賞会見の際、世界中の読書好きが(?!)「引き合いに出すなら女優のシャーリー・マクレーンよりもジュリアン・バーンズを!」と総ツッコミを入れたに違いありません。主人公のもとに届いた、〈過去の恋人の母親〉からの遺品として「自殺した友人」の日記を贈るという不可解な通知。その謎を追うにつれ高校時代の学術的な思い出の対象は苦い過去の記憶へと変容していきます。

お薦めの本

『終わりの感覚』

ジュリアン・バーンズ

(邦訳/土屋正雄、新潮社 2012年)

"The sense of an ending"

Julian Barnes 2011

東京コロニー 中野区中野福祉作業所

落合 桂太

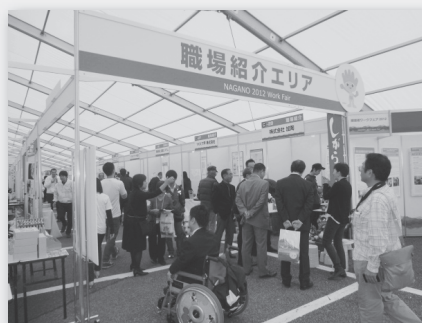


村上春樹の新作『色彩を持たない田崎つくると彼の巡礼の年』が注目を集めています。この『終わりの感覚』と非常に近い印象を受けます。高校時代の友人たちから拒絶され、死を考えた時期を乗り越え過去を探る『色彩をく』。自殺した高校時代の友人の日記から、平凡な平穩を享受している自分が友人の死に際し何をもちたか。明らかなる『終わりの感覚』。いずれもその過程で自己認識を再構築していく旅路を綴る、ネガ反転した対称形をなすようなこの二作品。比較して読んでも面白いと思います。

第34回アビリンピック千葉県にて開催

アビリンピック(全国障害者技能競技大会)は、障害のある方々が職場や学校などで日ごろ培った技能を互いに競い合う大会です。地方大会を勝ち抜いた300人以上の選手が全国から集まり、「機械CAD」「ワード・プロセッサ」「喫茶サービス」など24種目の競技に参加します。真剣に取り組む選手の姿をご覧ください。

技能競技と並行して、障害者雇用を応援するイベント「障害者ワークフェア2013」が開催されます。出展内容別に、能力開発・就労支援・職場紹介の3つのテーマを設け、見て・触れて・体験できるお役立ち情報満載のブース出展となっています。ぜひお立ち寄りください。ASIMO(二足歩行ロボット)も応援に来る予定です。



日時：11月23日(土) 9:00～17:00
会場：幕張メッセ 展示ホール2・3 ※入場無料

主催：高齢・障害・求職者雇用支援機構
<http://www.abilympics2013.jp/>

ゼンコロ・ホームページ、大幅更新

青森県コロニー協会 三上 尚美

ゼンコロのホームページをリニューアルいたしました。
より使いやすく、より分かりやすいホームページを目指してデザインも一新いたしました。
また、情報発信の迅速化の為に運営システムも併せて一新いたしました。
今後とも更に充実させる所存ですので、ご意見、ご要望をお寄せいただければ幸いです。

また、リニューアルに伴いサイトドメインの変更をいたしましたのでお知らせいたします。

【変更 URL】

(変更前 URL) <http://www.tocolo.or.jp/zencolo/>



(変更後 URL) <http://zencolo.or.jp>

誠に恐れ入りますが、ゼンコロホームページを「お気に入り」「ブックマーク」等に御登録いただいている皆様は、新しいURLアドレス(<http://zencolo.or.jp>)に、御変更くださいますようお願いいたします。



綱 領

現代社会には、様々な障害のある私たちの仲間が生活している。

私たちは戦後の混沌のなかから、自らが生き、働く場をつくる事業と運動を共同してすすめてきたが、障害を理由に生きる諸権利が制限され、その状況は今日もなお続いている。

私たちが願う進歩した社会とは、すべての人々の自由と尊厳が守られ、平和で人間らしい生活を送ることができる社会であり、このことは人類共通の願いである。

私たちはそうした人間尊重の理念にたち、完全参加と平等と障害者の働く権利の具体的な保障をめざし、わが国の関係制度や社会・経済・文化的諸条件の改善を図り、すべての人々が幸せに生きることができる社会の実現に向けて連帯し、積極的に行動する。

私たちの誓い

開拓者の心	私たちは、試されたことのない道を自分たちの手できりひらく開拓者のところをもち続けます。
働く喜び	私たちは、さまざまな困難を乗り越え、働く場やそれを支える暮らす場を創設し、働くことをつうじて積極的に社会に参加できることをめざします。
可能性の追求	私たちは、ひとりひとりの多様な可能性を信じて、新しい能力を発揮する努力を続けます。
連帯と協力	私たちは、お互いに協力し、励まし合い、かわることのない連帯で幸せを築くことに努めます。
豊かな社会	私たちは、心を合わせて、すべての人が障害の有無に関わらず、人としての幸せを感じられる、平和で豊かな社会の実現をめざします。

2010(平成22)年10月28日
社団法人ゼンコロ 拡大理事会で改訂承認

・青森県コロニー協会 青森市017(728)5621・山形県コロニー協会 山形市023(641)7335・ながのコロニー 長野市026(293)8766・東京コロニー 中野区03(3952)6166・あかつきコロニー 武蔵村山市0425(60)7840・山口県コロニー協会 防府市0835(32)0069・福岡コロニー 新宮町092(963)2781・佐賀春光園 みやき町0942(94)2144・熊本県コロニー協会 熊本市096(353)1291・沖縄コロニー 浦添市098(877)3344 ゼンコロホームページ <http://www.tocolo.or.jp/zencolo>

編集後記

▼公益法人制度改革が2008年12月に施行され、5年後の今年11月末日に移行申請最終日を迎えます。ゼンコロは8月下旬に一般社団法人として移行申請をいたしました。当初は公益社団法人をめざして準備を進めてまいりましたが、ゼンコロの活動の歴史を振り返ってみて、主に自主財源で活動してきたことと、公益活動を比較的のびやかに進めることができる一般社団法人への移行を最終的に選択しました。

▼内閣府の公益認定等委員会によりまず、従来の公益法人2万4千のうち、移行申請をせずに解散する法人は実に3,635法人に上るといいます。率にして15%近くで統合・合併も含まれるとはいえないかなりの法人が活動を終了することになります。事情は分かりませんが、せっかくの公益活動の経験を無にすることなく、新たな姿で再び社会に貢献できるようチャレンジしてほしいと思っています。▼ゼンコロの初代事務局長に就かれ、ゼンコロ創立に深く関わってきた児島美都子さんに、ようやく名古屋のご自宅でお話を伺うことができました。凛とした気にあふれ、89歳とは到底思えない存在感がありました。実は、小生が日本福祉大学の夜学に通っていたころの恩師の一人でもあります。日本福祉大学は大変小さな学校でしたが、夜学は特に全国から志を持って入ってくる学生が多く、先生方は新進気鋭の方々が揃っていました。自由な校風は集う学生に責任と自主性を育んでいたようで、先生との対談中は、昭和区校中の遠い青春の日々を思い起こす貴重な時間でもありました。(T・W)

MP-5000
マルチカードプリンタ**MP-2100**
高品位名刺はがきプリンタ**MP-300**
名刺専用プリンタ**MP Master**

専用組版アプリケーションソフト

株式会社 **ムサシ** 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 第二営業本部 <http://www.musashinet.co.jp/>東京第二支店 03-3546-7716
札幌支店 011-708-3541仙台支店 022-227-9185
東関東支店 043-202-7561神・静支店 045-461-3400
北関東支店 048-640-5795名古屋支店 052-581-7307
大阪支店 06-6745-1634中四国支店 082-232-9261
福岡支店 092-282-6301**FUJIFILM**

次世代サーマルCTPシステム[エコネクス]

**環境、完全主義。**

この世に「完全」はない。

しかし、限りなく「完全」に近づくことはできる。

環境性、再現性、安定性、生産性、

すべてに完全を求め、『ECONEX』、新生。

富士フイルム グラフィックシステムズ株式会社 本社/〒101-8452 東京都千代田区神田錦町三丁目13番地竹橋安田ビル TEL.03(5259)2300 ホームページ <http://ffgs.fujifilm.co.jp>**福祉施設の企画・総合計画・改造計画・設計監理**

— 確かな経験と豊富な実績 —

昭和44年の創業以来、北海道から沖縄まで全国各地に600件の公立・民間の福祉・医療施設建設を手がけた、数多くの経験と実績があります。施設の移転計画、増改築計画等、どんなことでもお気軽にご相談ください。計画・申請から設計／監理にいたるまで一貫したお手伝いをさせていただきます。

株式会社 新環境設計

代表取締役 平松良洋

〒113-0033 東京都文京区本郷4-9-15 ADMAXビル

TEL. 03-5800-0321 FAX. 03-5800-0505

<http://www.shinkankyo.co.jp>DO Making Safety System for environment
循環型社会・福祉社会への貢献Recycle material market business
Total waste management planning(株)ドムス環境総研 代表取締役 星川寛行
〒168-0074 東京都杉並区上高井戸 1-6-8